2025年度

豊田高専　カウンセラーだより
12月号

豊田高専　学生サポート室　FOLLOW US

JUST REMEMBER THAT IN THE WINTER, FAR BENEATH THE BITTER SNOWS LIES THE SEED, THAT WITH THE SUN'S LOVE IN THE SPRING BECOMES THE ROSE.　AMANDA MCBROOM

冬の寒さが身に染みて、インフルエンザが流行してしまいました。もうしばらく寒さは続きますが、次に来る春を楽しみに過ごしていきましょう！

12月はハラスメント防止月間

厚生労働省は、12月を「職場のハラスメント防止月間」と定めています。「ハラスメント」という言葉を聞くと、大人社会の問題と思われがちですが、学生同士の関係でも**「いじめ」「いじり」「いやがらせ」**といった形で現れることがあり、決して他人事ではありません。

この機会に、**ハラスメントの正しい理解と、相談できる方法**について一緒に確認していきましょう。

ハラスメントとは？

厚生労働省「あかるい職場応援団」のサイトでは、ハラスメントを
①優越的な関係を背景とした言動であって、
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるものであり、
①から③までの３つの要素を全て満たすもの　と説明しています。学生生活においては、「業務上」を「高専生活上」に、「労働者の就業環境」を「学生の修学環境」と読み替えてみましょう。上級生、指導寮生といった優越的な立場にある学生は、自身の持つ影響力を認識して、お互いに思いやりをもって共同生活を送りましょう。

厚生労働省「明るい職場応援団」https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/foundation/definition/about

挿絵：厚生労働省　https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001316587.pdf

男性の26%、女性の25.1% 就活セクハラ

が**就活でセクハラ被害**を受けているとの調査結果※があります。
校外でのことでも気になることがあればご相談ください。

（※厚生労働省「令和２年度「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」）

ハラスメントに関する相談先

窓　口：保健室（相談は別室となります）TEL：0565-36-5844　Eメール：soudan@toyota-ct.ac.jp
相談員：学生主事、学生サポート室長、看護師、カウンセラー
※保健室を窓口として相談する場合、原則としてまずカウンセラーがお話をお聴きします。
　その後、状況の聴き取り等をおこない、必要な対応をしていきます。
※話しやすい相談員の希望があればお知らせください。
※相談することにより相談者の不利益が生じないよう、細心の注意をもって対応します。

学生相談室が軸となり展開するピアサポート

【12月】まとめの会　➡　1年を振り返り新年に備えます！
【 1月】自己表現

普段とは違う「学生同士の交流」の場を、安心・安全な環境のもと展開しています。参加者からのアイデアで会はさらに充実します。いつでも気軽にご参加ください。
※参加者実績：数名～15名程度の小規模開催です。集団が苦手な方も安心して過ごせるようオブザーバ的な参加も可能です。

豊田工業高等専門学校　＜学生相談室＞
電話：0565-36-5844（保健室）　メール：soudan@toyota-ct.ac.jp
カウンセラー：原賀（月水木金）・松永（火水）/ ソーシャルワーカー：大﨑（金）
開室時間：月曜9:00～17:30、火曜11:30～16:30、水曜11:30～17:30、木・金曜12:30～17:30